

財務省告示第二十号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平成十八年十二月二十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年一月十日 財務大臣臨時代理 国務大臣 柳澤 伯夫

一	二	三	四	五	六	七	八	九
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	発行情額	払込金額	最低額面金額	振替単位
利付国庫債券（二十年）（第九十 二回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。）の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	国民年金法等の一部を改正する 法律（平成十二年法律第十八号） 附則第三十七條第一項の規定に 基づき厚生労働大臣から年金積 立基金管理運用独立行政法人に寄 託された資金による引受け	額面金額で十六億円	十六億百二十八万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。	平成十八年十二月二十五日

十二 発行価格
十一 利率
十 経過利子

額面金額百円につき百円八銭
年二パーセント
年金積立金管理運用独立行政
法人理事長は、払込金額に加え、
次の算式により算出した金額を
第十八号の規定する期日に払い
込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.1 \times 5}{100 \times 365}$$

十三 初期利子

平成十九年六月二十日を支払期
とし、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う。以下、
次号及び第十五号において規定
する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.1 \times 1}{100 \times 2}$$

十四 第二期
以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六箇月に属す
る利子を支払う。

十五 償還金額
平成三十八年十二月二十日

十六 償還金額
額面金額百円につき百円

十七 払込場所
日本銀行

十八 払込期日
平成十八年十二月二十五日